

総務文教常任委員会

消防団員の出勤報酬創設へ

本委員会は執行部出席のもと3月15日に開催した。

審査した議案（11件）

- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 附属機関設置条例の一部改正
- 市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
- 市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
- 市職員の給与に関する条例の一部改正
- 市職員等の旅費に関する条例の一部改正
- 土地開発基金条例及び電源立地地域対策交付金事業基金条例を廃止する条例について
- 公共施設等整備基金条例

こんな議論がされました



●消防団に関する条例の一部改正
消防団員の確保を目的に団員の処遇改善として、新たに出勤報酬を創設するため、条例の一部を改正しようとするものとの説明。
今後さらなる物価の上昇があった場合、この出勤報酬では不足することも見込まれるが、そういう場合は今後柔軟な条例改正の考えはあるのかとの質疑に対し、今回の改

Pick up!
○消防団に関する条例の一部改正
P
○奨学金貸与条例の一部改正
P
○夢未来奨学金給付条例

市民福祉常任委員会

請願が提出されました

●ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める請願書について
委員から、看護、介護職員の方々の給与が非常に低いということであるが、働

審査した議案（1件）

本委員会は委員のみの出席のもと3月12日に開催した。

●夢未来奨学金給付条例
本市に愛着があり、かつ、夢の実現に向けて強い向上心を持つ者に対し、経済的な支援を実施することにより、将来において本市の発展に貢献できる人材を育成することを目的に給付型奨学金制度を創設するため条例を制定しようとするものとの説明。
正については、国から示された非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき決定しているが、今後の物価の上昇等を鑑みながら調整していきたいとの答弁あり。
討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

明。
審査に当たり専門家の意見を聞かないのかとの質疑に対し、職員だけでは判断が難しい部分については、判定会議前に専門家の意見を聞ける場面も考えているとの答弁あり。
討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。



みどモス

き方改革で改善されている部分もあるのではないかと。請願自体否定する部分はないが、現場の状況を把握したいため継続して審査したいとの継続審査を求める意見が出され、挙手多数により継続審査に決定。



経済建設常任委員会

競艇場パーク化向け基金を設置



○市道の路線認定
○市道の路線変更

例

○ボートレース基金条

正

○下水道条例の一部改

料条例の一部改正

に関する法律関係手続

消費性能の向上等に

○建築物のエネルギー

料条例の一部改正

○建築基準法関係手続

審査した議案（6件）

本委員会は執行部出席のもと3月14日に開催した。

こんな議論がされました

- 下水道条例の一部改正
アナログ規制の見直しに伴い、これまでの排水設備工事責任技術者が営業所ごとに専属しなければならぬ規定から、同技術者が県内複数の営業所を兼任できるように緩和するため、条例の一部を改正しようとするものとの説明。
質疑、討論もなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。
- ボートレース事業基金
基金を効果的に活用することを目的に、既存の2つの基金を統合し、ボートレース事業の円滑な運営及びパーク化事業等に要する経費の財源となる新たな基金の設置を行うため、条例を制定しようとするものとの説明。
質疑、討論もなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

議会運営委員会 行政視察(研修)報告

令和7年1月20日から1月21日まで山形県鶴岡市において行政視察（研修）を実施した。

市民との意見交換会について



令和2年6月に「鶴岡市議会市民との意見交換会実施要領」を策定し、令和2年度から意見交換会を実施。意見交換会の実施を受け、市民から聴取した意見などについて、議会としての対応方針を協議する場が必要であるとして、「意見交換会調整会議」を設置し、協議はこの会議体で行っている。課題については、開催日程の調整、当局に伝えるとした事項が正しく伝わり、どの程度の重みを持って検討しているのか不明であること、単に当局への要望事項を聴き取りする会になっているのではないかと、議会として調査・検討を行い、その対応を明らかにするとした事項について、ほとんど検討がされていないなどである。引き続き、問題となっている課題を検証し、検討しながら今後も市民との意見交換会を開催していくとのことであった。

重要事業要望活動について

要望活動は、市の振興・発展に重要かつ不可欠な事業の実現に向けて、省庁及び国会議員に対し、議会側からも後押しする必要があるとして実施しているものである。そのため、要望者は議長、副議長のほか、要望事項を所管する常任委員会等の委員長であり、議会事務局職員が随行している。

また要望項目は、市当局が毎年作成している県に対する要望書の中から、国に関する項目を取り上げているため、市長をはじめ当局の所管部署も要望者として同席している。

要望書の要望事項のベースになっているのは、企画部で作成している重要事業要望書であり、この要望書は4月初旬に内容が確定するため、この時期から要望書作りが始まりこの要望書における最重点項目を議会の要望項目として選定している。

